

資料 A

韓国新聞法（新聞などの自由と機能保障に関する法律）の全文

= 2005年1月1日成立（月刊誌「月刊コリア」編集部訳）

第一章 総則

第一条（目的） この法は新聞など定期刊行物の発行の自由と独立を保障し定期刊行物の社会的責任を高め言論の自由伸張と民主的な世論形成及び国民の福利増進を図り言論の健全な発展及び読者の権益保護に寄与することを目的とする。

第二条（用語の定義） この法において使用する用語の定義は次の通りである。

- 1 「定期刊行物」とは同一の題号で年二回以上継続的に発行する新聞・雑誌・その他刊行物をいう。
- 2 「新聞」とは政治・経済・社会・文化・時事・産業・科学・宗教・教育・体育など全体分野又は特定分野に関する報道・論評・世論及び情報などを伝播するために同一の題号で月二回以上発行する刊行物をいう。
 - ア 一般日刊新聞とは政治・経済・社会・文化・時事などに関する報道・論評及び世論などを伝播するために毎日発行する刊行物をいう。
 - イ 特殊日刊新聞とは産業・科学・宗教・教育又は体育など特定分野（政治を除く）に局限した事項の報道・論評及び世論などを伝播するために毎日発行する刊行物をいう。
 - ウ 外国語日刊新聞とは外国語で発行する一般日刊新聞または特殊日刊新聞をいう。
- 工 一般週刊新聞とは政治・経済・社会・文化・時事などに関する報道・論評及び世論を伝播するために毎週一回発行する刊行物（週二回又は月二回以上発行するものを含む）をいう。
- オ 特殊週刊新聞とは産業・科学・宗教・教育又は体育など特定分野（政治を除く）に局限した事項の報道・論評及び世論などを伝播するために毎週一回発行する刊行物（週二回又は月二回以上発行するものを含む）をいう。
- 3 「雑誌」とは政治・経済・社会・文化・時事・産業・科学・宗教・教育・体育など全体分野又は特定分野に関する報道・論評・世論及び情報などを伝播するために同一の題号で月一回以下定期的に発行する製本した刊行物をいう。
- 4 「その他刊行物」とは第二号及び第三号の他の刊行物で、大統領令で定める刊行物をいう。
- 5 「インターネット新聞」とはコンピュータなど情報処理能力を持つ装置と通信網を利用して政治・経済・社会・文化・時事などに関する報道・論評・世論及び情報などを伝播するために刊行する電子刊行物で独自的記事生産と持続的発行など大統領令で定める基準を満たすものをいう。
- 6 「定期刊行物事業者」とは定期刊行物を発行する者をいう。
- 7 「インターネット新聞事業者」とは「インターネット新聞」を電子的に発行する者をいう。
- 8 「発行人」とは定期刊行物を発行するかインターネット新聞を電子的に発行する代表者をいう。
- 9 「編集人」とは定期刊行物の編集又はインターネット新聞の公表に関して責任を負うものをいう。
- 10 「印刷人」とは定期刊行物事業者が選任した者或いは定期刊行物事業者と印刷契約を締結した者でその定期刊行物の印刷に関して責任を負う者をいう。
- 11 「支社」或いは「支局」とは記事取材などを目的として定期刊行物の発行所の所在地以外の地域に設置された事務所をいう。
- 12 「読者」とは定期刊行物を発行する者から定期刊行物を有償或いは無償で供給を受ける者及びインターネット新聞を利用する者をいう。

第三条（編集の自由と独立）

定期刊行物及びインターネット新聞の編集の自由と独立は保障される。

誰であれ定期刊行物及びインターネット新聞の編集に関してこの法又は他の法律に基づかなくては如何なる規制や干渉をすることができない。

定期刊行物事業者及びインターネット新聞事業者はこの法が定めるところにより編集人の自律的

な編集を保障しなければならない。

第四条（定期刊行物などの社会的責任）

定期刊行物及びインターネット新聞は人間の尊厳と価値及び民主的秩序を尊重しなければならない。

定期刊行物及びインターネット新聞は国民の和合と調和した国家の発展及び民主的世論形成に裨益しなければならないし、社会各界各層の多様な意見を均衡に収斂し、地域間・階層間・性別間の葛藤を助長してはならない。

定期刊行物及びインターネット新聞は国民の知る権利と表現の自由を伸張しなければならない。

定期刊行物及びインターネット新聞は他人の名誉を毀損もしくは権利を侵害してはならない。

定期刊行物及びインターネット新聞は犯罪及び不道徳な行為或いは射幸心を助長してはならない。

定期刊行物及びインターネット新聞は健全な家庭生活と児童及び青少年の善導へ悪い影響を及ぼす淫乱・退廃又は暴力を助長してはならない。

第五条（定期刊行物の公正性と公益性）

定期刊行物による報道は公正で客観的でなければならない。

定期刊行物は性別・年齢・職業・信念・階層・地域・人種などを理由として編集において不合理な差別を置いてはならない。

定期刊行物は相対的に少数であれ利益追求の実現に不利な集団であれ階層の利益を忠実に反映するように努力しなければならない。

定期刊行物は地域社会の均衡ある発展と民族文化の暢達に尽力しなければならない。

定期刊行物は政府又は政党、特定集団の政策などを公表するにおいて意見の違う他の集団へ均等な機会が提供されるように努力し、また各政治的利害当事者に関する報道においても均衡性が保たれるようにしなければならない。

第六条（研修など）

定期刊行物事業者は従事者の能力と資質向上のための研修制度を設置・運営する。

定期刊行物事業者が共同で従事者の研修のための機構を設置・運営する場合新聞発展委員会は第三十三条の規定による新聞発展基金からこれを支援できる。

定期刊行物事業者は従事者の編集及び製作活動を保護しなければならない。

定期刊行物事業者は従事者の勤労条件の向上及び福利増進その他の取材・製作の自律性保障のために必要な対策を講じなければならない。

第七条（適用範囲）定期刊行物に関しては他の法律に特別の規定のある場合を除いてはこの法の定めるところによる。

第二章 読者の権益保護

第八条（読者の権益保護）定期刊行物事業者及びインターネット新聞事業者は読者が定期刊行物及びインターネット新聞の編集或いは製作に関する意思決定へ参加できるようにして、編集又は製作の基本方針が読者の利益に忠実するように努力しなければならない。

第九条（読者権益委員会）日刊新聞（一般日刊新聞・特殊日刊新聞及び外国語日刊新聞をいう。以下同様）を経営する定期刊行物事業者は読者の権益を保護するための諮問機構として読者権益委員会を置くことができる。

第十条（読者の権利保護）

定期刊行物事業者はその編集又は製作において読者の権益を保護するための会議を毎月一回以上聞きこれを紙面へ反映することができる。

定期刊行物事業者は購読者の意思に反して購読契約を締結・延長・解止するか不公正取引行為に該当する無価紙及び無償の景品を提供してはならない。

第二項の規定による不公正取引行為の可否及びその処理などに関しては独占規制及び公正取引に関する法律の定めることによる。

第十一條（広告）

定期刊行物事業者は広告によって読者の権益が不当に侵害されないように努力しなければならないし、広告の内容が社会倫理、他人の名誉や基本権を明らかに侵害すると判断される場合はその掲載を拒否することができる。

定期刊行物の編集人は読者が記事と広告を混同しないように明確に区分して編集しなければならない。

第三章（定期刊行物及びインターネット新聞の登録など）

第十二條（登録）

定期刊行物を発行するかインターネット新聞を経営・管理しようとする者は大統領令の定めによって次の各号の事項を大統領令の定めによって文化観光部長官もしくは市・道知事（以下、登録官庁）へ登録しなければならない。登録した事項を変更する時も同様である。ただ、国家或いは地方自治団体が発行又は管理し法人その他団体や機関がその所属員へ無料で普及を目的として発行する場合と大統領令が決める定期刊行物及びインターネット新聞は該当しない。

- 1 題号
- 2 種別及び刊別
- 3 発行人・編集人（外国定期刊行物の内容を変更せず国内でそのまま印刷・配布する場合は除外する。以下同様）・印別人及びインターネット新聞事業者の姓名・生年月日・住所（発行人又は印刷人が法人或は団体である場合はその名称、主事務所の所在地とその代表者の姓名・生年月日・住所）
- 4 発行所の所在地
- 5 発行目的と発行内容
- 6 主な普及対象及び普及地域

発行人が法人或いは団体の場合は代表理事又は代表者を発行人とする。ただ、代表理事又は代表者を発行人とすることのできない正当の事由のある場合は理事会の議決を経て他の理事或いは役人を発行人とすることができます。

第一項の規定によって定期刊行物を登録しようとする者は登録事項の中刊別を次の各号の区分に従って明示しなければならない。

- 1 日刊（隔日又は週三回以上発行するものを含む）
- 2 週刊（週二回又は月二回以上発行するものを含む）
- 3 月刊
- 4 隔月刊
- 5 季刊
- 6 年二回刊

第一項の規定により定期刊行物及びインターネット新聞を登録した時は登録官庁は遅滞なく登録証を交付しなければならない。

既に登録された定期刊行物及びインターネット新聞の題号と同一の題号の定期刊行物及びインターネット新聞は登録できない。

第十三條（欠格事由など）

次の各号の1に該当する者は定期刊行物及びインターネット新聞の発行人或いは編集人になれない。

- 1 大韓民国の国民でない者
- 2 禁錮以上の実刑の宣告を受けその執行が終了（執行の終了したと看做す場合を含む）されたか執行をされないことが確定した後一年が経過していないか或は禁錮以上の刑の執行猶予を宣告されその猶予期間中の者
- 3 禁錮以上の刑の宣告猶予を受けその猶予期間中の者
- 4 保安観察法による保安観察法或は社会保護法による保護処分の執行中の者
- 5 この法に違反して罰金以上の刑を宣告されその刑の執行が終了したか刑を受けないことに確定した日から二年が経過していない者
- 6 この法に違反して登録が取り消された定期刊行物及び消された日から二年が経過してない者
- 7 未成年者・禁治産者又は限定治産者
- 8 破産者で復権していない者

第十一條の規定により登録した定期刊行物及びインターネット新聞の発行人又は編集人が第一項の規定による欠格事由に該当するようになった時はその事由の生じた日から一ヶ月以内に発行人又は編集人の変更登録をしなければならない。

法人でない者は定期刊行物の中日刊新聞或いは一般週刊新聞を発行することができない。

次の各号に該当する者は定期刊行物を発行することができない。ただし、その所属員へだけ普及を目的として発行する場合には発行できる。

- 1 外国政府又は外国の法人や団体
- 2 第一項第一号又は第二号に該当する者がその代表者となっている法人又は団体
- 3 外国人又は外国の法人や団体が次の各目の1に該当する割合以上の株式又は持分を所有している者
 - ア 日刊新聞の場合は百分の三十
 - イ 日刊新聞でない定期刊行物の場合は百分の五十

第十四条（外国資本の出損など）

定期刊行物を発行するか発行しようとする者が外国人又は外国の政府や団体から財産の出損を受ける時は大統領令の定めにより出損を貰った日から十五日以内又は登録申請時登録官庁へ申告しなければならない。

定期刊行物を発行するか発行しようとする者が外国人又は外国の法人や団体から財産の出資を受ける時は外国人投資促進法第五条・第六条又は第七条の規定により財政経済部長官へ申告した事実を立証する書類を申告した日から十五日以内又は登録申請時登録官庁へ提出しなければならない。

第十五条（兼営禁止など）

日刊新聞（一般日刊新聞・特殊日刊新聞又は外国語日刊新聞をいう。以下同様）を経営する法人が株式を発行する場合には、記名式にしなければならない。

日刊新聞とニュース通信振興に関する法律の規定によるニュース通信（以下「ニュース通信」という）は相互兼営することができず、放送法による総合編成又は報道に関する専門編成を行なう放送事業（以下放送事業という。以下この条で同様）を兼営することができない。

日刊新聞・ニュース通信又は放送事業を経営する法人が発行した株式或いは持分の二分の一以上を所有した者（大統領令が定める同一系列の企業が所有する場合を含む）は他の日刊新聞又はニュース通信を経営する法人が発行した株式又は持分の二分の一以上を取得又は所有することができない。

大規模企業集団のうち大統領令の定める基準に該当する企業集団に属する会社（以下「大企業」という）とその系列会社（大統領令が定める特殊な関係にあるものを含む）は日刊新聞やニュース通信を経営する法人が発行する株式又は持分の二分の一を超過して取得又は所有することができない。

日刊新聞やニュース通信を経営する法人の理事（合名会社の場合は業務執行社員、合資会社の場合

は無限責任社員)のうち、その相互間民法第七七七条に規定した親族関係である者がその総数の三分の一を超えることができない。

第三項及び第四項の規定に違反して株式又は持分を取得又は所有した者はその超過分に対する議決権を行使することができない。

登録官庁は第三項及び第四項の規定に違反して株式又は持分を取得又は所有した者に対して六ヶ月以内の期間を決めてこれを是正することを命じなければならない。

登録官庁は第二項ないし第五項の事実を確認するために大統領令の定めによる日刊新聞を経営する定期刊行物事業者及びニュース通信事業者へ必要な資料を提出させることができる。

第十六条（資料の申告）

日刊新聞を経営する定期刊行物事業者は当該法人の決算日から五ヶ月以内に直前会計年度の新聞事業に関する次の各号の事項を第二十七条の規定による新聞発展委員会（以下「新聞発展委員会」という）へ申告しなければならない。

- 1 定期刊行物の全体発行収入及び有価販売部数
- 2 購読収入と広告収入

日刊新聞を経営する定期刊行物事業者は毎決算日から五ヶ月以内に総発行株式又は持分総数と資本の内訳、百分の五以上の株式又は持分を所有した株主又は社員の個人別内訳に関する事項を新聞発展委員会へ申告しなければならない。

新聞発展委員会は第一項及び第二項による申告事項を検証・公開しなければならない。

第一項乃至第三項の申告・検証及び公開に関する具体的な事項は大統領令で定める。

第十七条（市場支配的事業者）

一般日刊新聞及び特殊日刊新聞（情報伝達のために無料で普及される日刊新聞は除外する。以下同様）を経営する定期刊行物事業者中次の各号の1に該当する事業者は独占規制及び公正取引に関する法律第四条の規定に関わらず同法第二条第七号の規定による市場支配的事業者として推定する。

- 1 一個事業者の市場占有率が前年十二ヵ月平均で全国発行部数の百分の三十以上
- 2 三個以下事業者の市場占有率の合計が前年十二ヵ月平均全国発行部数の百分の六十以上。ただし、市場占有率が百分の十未満の者は除外する。

第十八条（編集委員会など）

一般日刊新聞を経営する定期刊行物事業者は編集委員会を置くことができる。

編集委員会は大統領令の定めにより定期刊行物事業者を代表する編集委員と取材及び製作活動に従事する勤労者を代表する編集委員で構成する。

編集委員会は一般日刊新聞製作の自立性を保障するために編集規約を制定することができる。

第三項の規定により編集規約を制定する場合編集規約には次の各号の事項が含まれなければならない。

- 1 編集委員会の構成・権限・組織・委員の任期・身分保障及び運営に関する事項
- 2 編集委員会の自立性・独立性及び公正性の保障に関する事項
- 3 編集委員会の規則制定などに関する事項
- 4 編集の公共性と自立性保障に関する事項
- 5 編集の基本的な原則及び指針に関する事項
- 6 編集の基本原則に違背する内容で良心に反する取材又は製作に対する拒否権に関する事項
- 7 編集取材と関連した倫理指針に関する事項
- 8 編集責任者の任免に関する事項
- 9 編集方向の審議・決定及び変更に関する事項
- 10 読者権益委員会の構成及び運営、読者の権益保護、読者意見の反映に関する事項

第十九条（必要的掲載事項）

定期刊行物事業者及びインターネット新聞事業者は当該定期刊行物及びインターネット新聞にその名称・住所・登録番号・登録年月日・題号・刊別・発行人・編集人・印刷人・発行所及び発行年月日を読者が見て分かりやすく掲載又は公表しなければならず、数人の編集人がいる場合はその責任分野と共に各員の姓名を掲載又は公表しなければならない。ただ、インターネット新聞の場合刊別・印刷人・発行所に関する事項はそのようにしない。

第二十条（納本）

第十二条第一号の規定により登録した定期刊行物事業者が大統領令の定める定期刊行物を発行した時はその定期刊行物二部を直ちに登録官庁へ納本しなければならない。

第一項の場合に国家は正当な補償をしなければならない。

第二十一条（登録取り消しの審判請求など）

登録官庁は第十二条第一項の規定により定期刊行物及びインターネット新聞（以下この条及び第二十二条ないし第二十五条において「定期刊行物など」という）の登録をした者が次の各号の1に該当する時は三ヵ月以下（隔月間以下の定期刊行物の場合は三回以下）に期間（回数）を決めて当該定期刊行物などの発行（電子的発行を含む）停止を命じることができる。

- 1 第十二条第一項の規定により登録した事項を変更登録せず任意で変更してその定期刊行物などを発行した時
- 2 発行人又は編集人が第十三条の欠格事由などに該当した時
- 3 第十四条第一項の規定に違反して財産の出損を受けて申告しなかった時

登録官庁は第十二条第一項の規定により定期発行物などを登録した者が次の各号の1に該当する時は六ヵ月以下（隔月間以下の定期刊行物の場合は六回以下）の期間（回数）を決めて当該定期刊行物などの発行停止を命じるか法院へ定期刊行物などの登録取り消しの審判を請求することができる。

- 1 詭計その他の不正な方法をもって登録した事実がある時
- 2 定期刊行物などの内容が登録した発行目的や発行内容を著しく繰り返し違反した時
- 3 淫乱な内容の定期刊行物などを発行して公衆道德や社会倫理を著しく侵害した時

第二項の規定による審判請求に対する第一審は定期刊行物事業者又はインターネット新聞事業者の普通裁判的所在地を管轄する地方法院合議部の管轄とする。法院は審判請求を受取した日から三ヶ月以内に裁判しなければならない。登録取り消し審判事件の請求・審理・裁判その他必要な事項は大法院規則として定める。

登録取り消し審判事件に対しては非訟事件節次法を準用する。

第二十二条（職権登録取り消し）登録官庁は第十二条第一項の規定により定期刊行物などを登録した者が次の各号の1に該当した時は当該定期刊行物などの登録を取り消すことができる。

- 1 正当な事由なしに登録後六ヶ月（年二回刊の場合は一年）以内に当該定期刊行物などを発行しない時
- 2 正当な事由なしに一年以上（季刊・年二回刊の場合は二年以上）当該定期刊行物などの発行を中断した時

第二十三条（登録取り消し審議委員会）

第二十一条第二項の規定による発行停止の命令・登録取り消し審判の請求及び第二十二条の規定による登録取り消し処分の公正で客観的な審議のために登録官庁所属下に登録取り消し審議委員会を置く。

第一項の規定による登録取り消し審議委員会の構成・審議手続きその他の必要な事項は大統領令で定める。

第二十四条（定期刊行物など題号の使用制限） 第二十一条第二項ないし第四項の規定による登録取り

消し審判事件にたいする法院の判決又は第二十二条の規定により登録が取り消された時には登録が取り消された定期刊行物などの発行人及び彼と大統領令が定める特殊関係にある者はその取り消しになった日から二年以内にその取り消しになった定期刊行物などの題号をもって定期刊行物などを発行及び登録することができない。

第二十五条（聴聞） 登録官庁は第二十二条の規定により定期刊行物などの登録を取り消そうとする場合は聴聞を実施しなければならない。

第二十六条（外国定期刊行物の支社などの設置）

外国定期刊行物の支社又は支局を国内に設置しようとする者は大統領令の定めにより文化観光部長官の許可を受けなければならない。

文化観光部長官は第一項の規定により許可を受けた者が次の各号の1に該当する場合にはその許可を取り消すことができる。

- 1 詭計その他の不正な方法をもって許可を受けた事実がある時
- 2 許可条件を違反した時
- 3 当該外国定期刊行物が国憲を紊乱するか国家安保を著しく害する記事を掲載した時

第四章 新聞産業の振興など

第二十七条（新聞発展委員会の設置） 世論の多様性を保障し新聞産業の振興のための業務を支援し新聞発展基金を管理・運営するために新聞発展委員会（以下「委員会」という）を文化観光部に設置する。

第二十八条（委員会の構成）

委員会は委員長と副委員長各一人など九人で構成する。

委員長と副委員長は互選する。

委員会は言論に関する識見の有する者から文化観光部長官が委嘱するが、次の各号に該当する者を含まなければならない。この場合委員には女性の参与がなされるようにしなければならない。

- 1 国会議長が推薦する二人
- 2 韓国新聞協会・全国言論労働組合・韓国言論学会及び市民団体が推薦する各一人

委員の任期は三年とし再任できる。

委員に欠員がある時は欠員した日から三十日以内に第三項の規定により欠員した人員を委嘱する。補欠委員の任期は前任者の残余期間とする。

第二十九条（委員会の職務など） 委員会は次の各号の職務を遂行する。

- 1 世論の多様性保障と新聞産業振興のための計画・政策に関する諮問
- 2 第十六条の規定による資料の申告・検証及び公開に関する業務
- 3 第三十三条の規定による新聞発展基金の助成と運用に関する基本計画の審議・議決及び、同基金の管理・運用
- 4 第三十三条の新聞発展基金支援対象の選定及び支援基準の審議・議決
- 5 世論の多様性保障と新聞産業の振興のための教育・研究・調査
- 6 その他委員会の目的遂行のために必要な事項

第三十条（委員会の運営と事務局の設置など）

委員会は必要な場合文化観光部長官と協議し職務を処理するための小委員会を設置・運営することが出来る。

委員会の運営のために必要な予算は新聞発展基金又は国庫から支援することが出来る。

委員会の事務を補助するために委員会に事務局を置く。

その他の委員会の組織及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第三十一条（委員会の待遇） 委員会委員は名誉職とする。ただし、予算の範囲の中で職務遂行に必要な経費など実費を支給することができる。

第三十二条（秘密維持の義務） 委員会委員と委員会の事務局職員は業務上知り得た定期刊行物事業者の営業秘密に関する事案に対して秘密を維持しなければならない。

第三十三条（新聞発展基金の設置及び助成）

新聞など定期刊行物及びインターネット新聞の振興のために委員会に新聞発展基金（以下「基金」という）を設定する。

基金は次の各号の財源で助成する。

- 1 政府の出損金
- 2 他の基金から伝入金
- 3 個人又は法人から出損金及び寄付金など
- 4 基金の運用で生じる収益金
- 5 その他大統領令が定める収入金

第三十四条（基金の用途）

基金は次の各号の事業に使用される。

- 1 世論の多様性促進と新聞産業及びインターネット新聞の振興のための事業
- 2 読者権益保障のための事業
- 3 新聞流通構造改善のための事業
- 4 言論公益事業
- 5 その他大統領令で定める事業

次の各号の1に該当する者に対しては基金を支援することができない。

- 1 無料で提供又は発行する定期刊行物の事業者
- 2 第十七条の規定に該当する市場支配的事業者

委員会は基金の支援基準と支援対象などを毎年公表しなければならない。

第三十五条（基金の管理・運用）

基金は委員会が管理・運用する。

委員会は基金の管理・運用に関する事項を大統領令の定めにより言論関連法人又は団体へ委託できる。

その他基金の助成方法・管理・運用及び監査に関して必要な事項は大統領令で定める。

第三十六条（国会報告） 委員会は基金の使用などに関する報告書を定期国会開始前まで国会へ提出しなければならない。

第三十七条（新聞流通院の設立）

国民の幅広い言論媒体選択権を保障するために新聞流通院を置く。

新聞流通院は法人とする。

新聞流通院には定款の定めるところにより任員と必要な職員を置く。

新聞流通院は次の各号の事業を行う。

- 1 新聞の共同配達
- 2 雑誌及びその他定期刊行物の配達
- 3 新聞輸送の代行
- 4 その他新聞流通院の設立目的を達成するのに必要な事業

新聞流通院の運営へ必要な経費は国庫から支援できる。

新聞流通院に関してこの法で規定したことを除いては民法の財団法人に関する規定を準用する。

第五章 補則

第三十八条（権限の委任・委託）

文化観光部長官はこの法による権限の一部を大統領令の定めにより特別市長・広域市長又は道知事へ委任できる。

登録官庁は第二十条の規定による納本に関する業務を大統領令の定めるところにより大統領令の定める言論関連非営利法人又は団体へ委任できる。

新聞発展委員会は第二十九条第二号の規定による業務の一部を大統領令の定めにより新聞などの部数公査の業務を行う機関へ委託できる。

第六章 罰則

第三十九条（罰則） 次の各号の1に該当する者は二年以下の懲役又は三千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第三条第二項の規定に違反して定期刊行物又はインターネット新聞の編集に関して規制や干渉をした者
- 2 うそ又はその他の不正な方法で第十二条第一項の規定による登録又は変更登録をして定期刊行物又はインターネット新聞を発行するか公表した者
- 3 第三十二条の規定を違反して定期刊行物事業者の営業秘密を漏洩した委員及び職員

第四十条（罰則） 次の各号の1に該当する者は一年以下の懲役又は二千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第十二条第一項の規定による登録又は変更登録をせず定期刊行物又はインターネット新聞を発行するか公表した者
- 2 第十四条第一項の規定に違反して財産上の出損を受け申告しなかった者
- 3 第十五条第二項乃至第四項の規定に違反して事業を兼営するか株式又は持分を取得又は所有した者
- 4 第二十一条第一項・第二項又は第二十二条の規定による処分に違反して定期刊行物又はインターネット新聞を発行するか公表した者
- 5 第二十六条第一項の規定による許可を受けずに国内に外国刊行物の支社又は支局を設置した者

第四十一条（罰則） 次の各号の1に該当する者は一千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第十三条第一項各号の1に該当する者で発行人又は編集人に就任した者
- 2 第十三条第一項各号の1に該当する者を発行人又は編集人として選任した者

第四十二条（両罰規定） 法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用人その他の従業人がその法人又は個人の業務に関して第三十九条ないし四十一条の違反行為をした時は行為者を罰するほかその法人又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。

第四十三条（科料）

次の各号の1に該当する者は二千万ウォン以下の科料に処する。

- 1 第十一条第二項の規定に違反して編集をした者
- 2 第十四条第二項の規定による期間内に書類を提出しなかった者
- 3 第十五条第八項の規定による資料提出要求を受けこれを提出しなかった者
- 4 第十六条第一項・第二項の規定による期間内に申告しなかった者
- 5 第十九条の規定による必要的掲載事項を掲載又は公表しなかった者
- 6 第二十条第一項の規定による納本をしなかった者

第一項の規定による科料は大統領令の定めるところにより登録官庁が賦課・徴収する。

第二項の規定による科料処分に不服する者はその処分の告知を受けた日から三十日以内に登録官庁へ異議を提起できる。

第二項の規定により科料の処分を受けた者が第三項の法院へこれを通報しなければならずその通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による科料の裁判をする。

第三項の規定による期間内に異議を提起せず科料を納付しなかった時には国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

附則

第一条（施行日） この法は公布後六ヵ月が経過した日から施行する。ただし、第十六条第三項及び第三十八条第三項の改正規定はこの法公布後一年六ヵ月が経過した日から施行する。

第二条（定期刊行物の登録などに関する経過措置）

この法施行当時従前の定期刊行物の登録などに関する法律の規定により登録したものはこの法の規定により登録したものと看做す。

この法施行当時従前の定期刊行物の登録などに関する法律による申告・登録取り消しその他の行為、各種申請や行政機関に対するその他の行為はそれに該当するこの法による行政機関の行為又は行政機関に対する行為と看做す。

第三条（インターネット新聞の登録に関する経過措置） この法施行当時独自的記事生産と持続的な発行など大統領令の定める基準を充足するインターネット新聞を経営・管理している者はこの法施行後三ヵ月以内に第十二条第一項の改定規定により登録しなければならない。

第四条（他の法律の改定）

ニュース通信振興に関する法律の中次のように改定する。

第七条の題目「定期刊行物の登録などに関する法律の準用」を「新聞などの自由と機能保障に関する法律の準用」として、同条の中「登録取り消し、侵害に対する救済及び罰則などに関しては定期刊行物の登録などに関する法律第三条ないし第五条、第八条、第十条ないし第十五条、第三章及び第四章の規定」を「登録取り消し及び罰則などに関しては新聞などの自由と機能保障に関する法律第六条第一項・第二項、第十四条第一項、第十五条、第十九条ないし二十五条及び第三十九条ないし第四十三条」とする。

基金管理基本法の中次のように改定する。

別表二に第139号を次のように新設する。

139. 新聞などの自由と機能保障に関する法律

第五条（他の法令との関係） この法施行当時他の法令で定期刊行物の登録などに関する法律の規定中この法で規定した内容に該当する規定を引用した場合はこの法の該当規定を引用したものと看做す。

資料 B

韓国マスコミの危機とは何か？

報道資料 <韓国における従来の活字メディアは、非常に困難な局面を迎えている。インターネット新聞の普及や特に若者の新聞購読者数が減っていること、又無料の新聞やインターネットポータルニュースが氾濫していることが原因の一部である。他に重要な理由としては、無料で新聞を支給したり、新たな読者に対して高価なギフトを渡したりといった新聞社自身による不当営業行為があげられます。その結果、従来の活字メディアの社説の内容や多様性、又新聞に対する読者の信頼といったものがひじょうに損なわれている。全般的に活字メディアの財政状況は、非常に困難なものとなっている。>

新聞購読率	00年12月	60%	中央3紙の占有率（売り上げ基準）/全国5-10紙				
01年09月	56%		ピック3	朝鮮	中央	東亞	
02年05月	54%	86年	65.1%	19.4%	25.0%	20.7%	
02年12月	51%	91年	57.9%	21.5%	19.8%	16.6%	
03年09月	49%	96年	59.5%	20.5%	21.7%	17.3%	
04年05月	45%	01年	64.6%	25.1%	20.9%	18.6%	
04年12月	43%	04年	69.8%	26.7%	23.2%	19.9%	

中央紙の営業利益（金融監督院）=単位・百万ウォン

朝鮮	57.180	74.973	30.947	33.504	16.496	- 3.671	182.429	30.405
東亞	31.569	27.973	- 31.802	10.726	- 15.387	- 17.331	4.959	827
中央	- 2.879	14.279	4.104	13.377	14.563	1.352	44.796	7.466
国民	- 49.057	- 16.610	- 15.014	- 10.924	- 13.844	- 9.959	- 115.408	- 19.235
ソウル	- 25.799	- 22.742	- 7.375	- 2.231	- 10.387	- 9.241	- 77.748	- 12.958
韓国	- 3.615	- 24.972	- 18.176	13.320	- 51.005	- 25.426	- 109.874	- 18.312
文化	- 4.336	- 5.781	- 12.554	- 9.403	- 9.157	- 3.315	- 44.546	- 7.424
世界	- 14.229	- 13.598	- 37.018	- 20.226	- 25.378	- 11.861	- 122.310	- 20.385
ハンギョレ	- 2.907	1.291	- 1.699	770	- 1.243	- 851	- 4.639	- 773